

# とめ地域活性化商品券事業

エネルギー、食料品等の価格高騰による市民への生活支援、市内経済の活性化を図るため、「とめ地域活性化商品券」を配布します。

## ■ 配布対象者 ■

令和7年2月1日時点で登米市の住民基本台帳に登録されている方

## ■ 商品券内容 ■

お一人様1セット4,000円分

※1,000円券4枚綴（地元券3,000円分、共通券1,000円分）

※「地元券」は、地元資本の一般小売・飲食店等（フランチャイズ店・ボランタリーチェーン店を含む）で使用できます。大型店（地元資本を除く）及び県外に店舗を展開するチェーン店では使用できません。

※「共通券」は、全ての取扱店で使用できます。

## ■ 使用期間 ■

令和7年3月1日（土曜日）から6月30日（月曜日）まで

※使用期間後は無効となりますのでご注意ください。



## ■ 取扱店 ■

商品券に同封される「取扱店一覧」、登米市ホームページ、各商工会ホームページ及び店頭に掲示する「取扱店証」で周知します。

※取扱店の募集については、登米市ホームページ、各商工会ホームページをご確認ください。

## ■ 使用対象 ■

取扱店の商品及びサービス等

※診療報酬も患者負担分は使用対象とします。

※商用決済資金、切手、印紙、プリペイドカード、その他商品券等換金性の高い物、不動産、金融商品等は対象外とします。

※取扱店で使用できない商品等がある場合は、取扱店側でお客様に周知します。

## ■ 送付方法 ■

世帯員全員分の商品券を登米市から世帯主あてに「ゆうパック」により送付します。

※2月下旬から順次配達いたします。商品券の使用開始日以降に配達される世帯もございますので、あらかじめご了承ください。

## 【受け取りに係るご注意】

※対面でのお届けとなります。

※3月上旬までの1回目配達期間は、不在連絡票は投函されませんのでご注意ください。

※3月中旬以降の2回目配達の際に、なおご不在の時は不在連絡票が投函されますので、再配達の手続きをお願いします。

※再配達期間に受け取れなかった場合、商品券は市に返送されます。その際は、市から受け取りに係る案内が通知されますので、記載のとおり受け取りの手続きをお願いします。

※配達に係るご相談は、2月25日以降にお近くの郵便局にお問合せください。

（例：日中不在のため、〇〇日に直接受け取りに伺います。など）

※天候により、配達が遅れる場合もございますので、ご了承ください。

## ■ お問い合わせ ■

登米中央商工会  
TEL 0220-22-3681

みやぎ北上商工会  
TEL 0220-34-3255

登米みなみ商工会  
TEL 0220-55-2331